

12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 自治体における障害者虐待の防止・対応の徹底【関連資料 1】

令和 3 年度に実施した「障害者虐待防止法に基づく対応状況調査」において、障害者虐待の相談・通報に対し、市町村が「事実確認調査を行った件数」及び「虐待と判断した件数」の割合に自治体ごとで大きくばらつきがあることや、必ずしも適切ではない理由により事実確認調査を実施しない又は虐待の判断を行っていない事例や継続してフォローする必要があるにも関わらず対応をしていない事例が認められた。

あわせて、市町村の相談・通報に関する対応や虐待の有無の判断を行う体制について調査したところ、初動対応方針や虐待判断の場面において、担当部署の管理職が参加していない事例があることが認められた。

※令和 4 年度の調査結果は現在、集計・分析中であり、結果は年度末に公表予定

市町村におかれては、障害者虐待の相談・通報への対応の徹底を図るため、

- ・ 相談・通報を受け初動対応方針を協議する場面や事実確認調査結果に基づき虐待の有無を協議する場面には、必ず管理職が参加し組織的な対応を行うこと
- ・ 市町村に相談・通報があった場合は、事実確認を訪問等により実施するとともに、虐待ではないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せずに対応すべきであること

について、改めて徹底していただくようお願いする。

(参考) 令和 4 年 8 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡「障害者に対する虐待の相談・通報への対応の徹底について」

(2) 障害福祉サービス事業所等における虐待防止の取組の徹底【関連資料 2～3】

① 虐待の防止のための措置の義務化について

障害福祉サービス事業所等における虐待はあってはならないことであり、虐待防止の体制整備や通報がしやすい環境づくりに取り組んでいく必要がある。

このため、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、以下の虐待防止のための体制整備について障害福祉サービス事業所等の運営基準に盛り込み、令和 4 年度から義務化したところである。

- ・ 従業者への研修の実施
- ・ 虐待防止のための対策を検討するための委員会の開催（委員会での検討結果を従業者に周知）
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置

② 身体拘束等の適正化に向けた取組について

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として以下を追加するとともに、減算要件の追加を行っている。

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する 委員会の開催
- ・ 身体拘束等の適正化のための 指針を整備
- ・ 身体拘束等の適正化のための 定期的な研修を実施

※ 「身体拘束等を行う場合の必要な事項の記録」は従前からあり

①及び②の内容は令和４年度から義務化し、新要件に基づく身体拘束廃止未実施減算は令和５年度から適用されるため、都道府県等におかれては、管内の障害者支援施設・事業所に対し、改めて周知されたい。

なお、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、令和３年度に調査研究（障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究）を実施し、複数事業所による共同・連携等、効果的な取組等も内容に盛り込んだ事例集を作成しているので、施設・事業所に対する助言や指導の参考にされたい。

また、障害者支援施設において、施錠した居室で長時間・長期間に渡り利用者が生活していることが常態化していることがあるとの指摘もあるが、こうした対応を含め身体拘束等が漫然と継続することはあってはならないことであり、運営基準に規定した取組を徹底するとともに、職員の人権意識や支援技術の向上を図ることが重要であることを踏まえつつ、施設・事業所に対する必要な指導をお願いする。

（３）虐待防止対策関係予算案について【関連資料４】

令和５年度の障害者虐待防止対策関係予算案は今年度と同様６．２億円を確保しているので、都道府県や市町村で障害者等の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、以下の取組について事業の積極的な活用をお願いする。

- ・ 専門職員の確保や研修
- ・ 「虐待防止対応専門職チーム」の活用促進
- ・ 死亡等の重篤事案についての検証の実施
- ・ 学校、保育所等、医療機関等の関係職員に対し研修の受講勧奨し対象の拡大を図ること 等

また、都道府県におかれては、特に虐待の防止等のための責任者でこれまでに開催した虐待防止のための研修が未受講である者に対し、研修受講を勧奨されたい。

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込んでいる。

【改正後】

- ① 従業員への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。